

業務及び財産の状況に関する説明書
【平成 30 年 12 月期】
< 修正版 >

この説明書は、金融商品取引法第 46 条の 4 の規定に基づき、全ての営業所又は事務所に備え置き、公衆の縦覧に供するために作成したものです。

Teneo Partners株式会社

I. 当社の概況及び組織に関する事項

1. 商号 Teneo Partners株式会社

2. 登録年月日（登録番号）

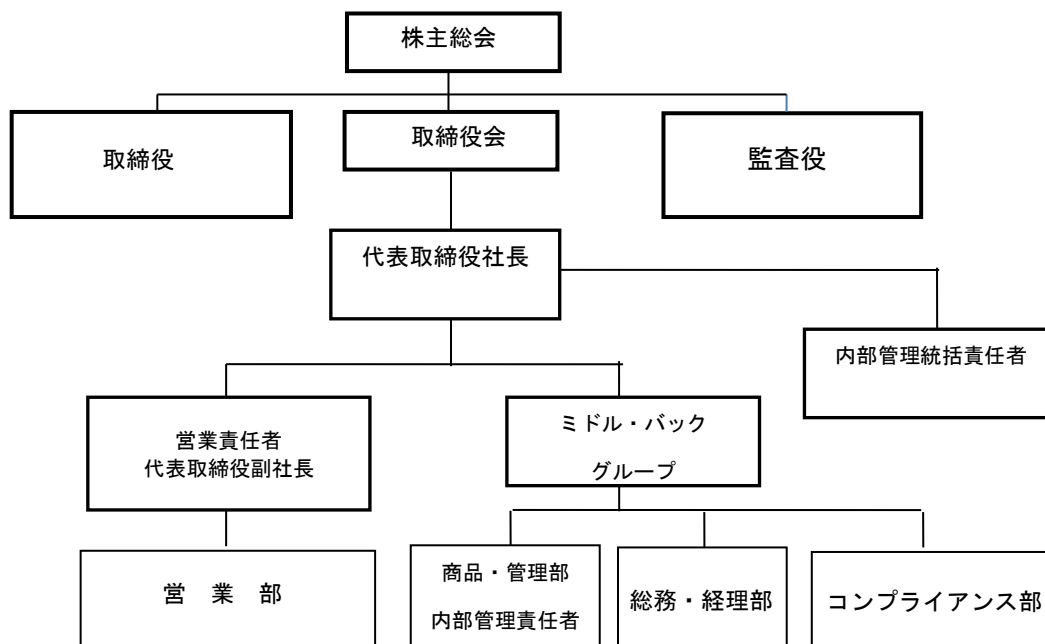
平成22年1月8日（関東財務局長（金商）第2315号）

3. 沿革及び経営の組織

(1) 会社の沿革

年 月	沿 革
平成21年8月	会社設立（資本金10百万円）
平成22年1月	投資助言・代理業登録（平成23年8月に廃止）
平成22年5月	金融商品仲介業登録（平成23年8月に廃止）
平成23年4月	増資（資本金75百万円）
平成23年8月	第一種金融商品取引業・第二種金融商品取引業登録
平成28年1月	増資（資本金78.5百万円）
平成28年2月	増資（資本金84.5百万円）

(2) 経営の組織



4. 株式の保有数の上位十位までの株主の氏名又は名称並びにその株式の保有数及び総株主等の議決権に占める当該株式に係る議決権の数の割合

氏名又は名称	保有株式数	割合
1. Teneo Partners Limited	1,690株	100%
計 1 名	1,690株	100%

5. 役員（外国法人にあっては、国内における代表者を含む。）の氏名又は名称

（平成30年12月31日現在）

役職名	氏名又は名称	代表権の有無	常勤・非常勤の別
代表取締役社長	スタンレー・ハワード	有	常勤
代表取締役副社長	梅津 一幸	有	常勤
取締役	ダグラス・ピーター・ポール	無	非常勤
取締役	三好 正文	無	非常勤
監査役	西村 幸宏	無	非常勤

6. 政令で定める使用人の氏名

金融商品取引業に関し、法令等（法令、法令に基づく行政官庁の処分又は定款その他の規則をいう。）を遵守させるための指導に関する業務を統括する者（部長、次長、課長その他いかなる名称を有する者であるかどうかを問わず、当該業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）の氏名

氏名	役職名
原田 貴和	コンプライアンス部長

7. 業務の種別

(1) 当社が業として行う行為又は業務は、次に掲げるものとします。

- ① 第一種金融商品取引業（金融商品取引法第2条第8項第9号に定める行為のうち、有価証券の募集又は私募の取扱い等）
- ② 有価証券等管理業務
- ③ 第二種金融商品取引業

(2) 当社が金融商品取引業に付随して行う業務は、次に掲げるものとします。

- ① 有価証券に関連する情報の提供又は助言に係る業務
- ② 他の事業者の経営に関する相談に応じる業務
- ③ 通貨の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務

- ④外国投資信託の受益証券に係る収益金、償還金若しくは解約金の支払又は当該有価証券に係る信託財産に属する有価証券その他の資産の交付に係る業務の代理
- ⑤外国投資証券に係る金銭の分配、払戻金若しくは残余財産の分配又は利息若しくは償還金の支払に係る業務の代理
- ⑥日本証券業協会「外国証券の取引に関する規則」に規定された代行協会員としての行為

(3) 当社が取り扱う有価証券の種類は、次に掲げるものとします。

- ①金融商品取引法第2条第1項第5号に規定する社債券
- ②金融商品取引法第2条第1項第10号に規定する外国投資信託の受益証券
- ③金融商品取引法第2条第1項第11号に規定する投資証券又は外国投資証券
- ④金融商品取引法第2条第1項第17号及び第5号に規定する外国の者の発行する証券で社債券の性質を有するもの
- ⑤金融商品取引法第2条第2項第1号または第2号に規定する信託の受益権
- ⑥金融商品取引法第2条第2項第4号に規定する権利
- ⑦金融商品取引法第2条第2項第5号に規定する権利
- ⑧金融商品取引法第2条第2項第6号に規定する権利

8. 本店その他の営業所又は事務所（外国法人にあつては、本店及び国内における主たる営業所又は事務所その他の営業所又は事務所）の名称及び所在地

名 称	所 在 地
本 店	〒104-0061 東京都中央区銀座二丁目2番4号ヒューリック西銀座第2ビル6階

9. 他に行っている事業の種類

その行う業務に係る顧客に対し他の事業者のあっせん又は紹介を行う業務

10. 苦情処理及び紛争解決の体制

・第一種金融商品取引業

金融商品取引法第37条の7第1項第1号イに規定する苦情処理措置及び紛争解決措置として、特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（F I N M A C）と手続実施基本契約を締結しております。

・第二種金融商品取引業

金融商品取引法第37条の7第1項第2号ロに規定する苦情処理措置及び紛争解決措置として、特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（F I N M A C）に利用登録を行っております。

また、当社は、苦情等の迅速な解決を図るべく、外部機関等の紛争等解決の業務に適切に協力するものとします。

11. 加入する金融商品取引業協会及び対象事業者となる認定投資者保護団体の名称
日本証券業協会
12. 会員又は取引参加者となる金融商品取引所の名称又は商号
該当事項はございません。
13. 加入する投資者保護基金の名称
日本投資者保護基金

Ⅱ. 業務の状況に関する事項

1. 当期の業務の概要

【当期以降、決算期を4月から翌年3月を1月から12月に変更したため、業務の状況に関する事項について、前期は12カ月、当期は9カ月の実績等を記載しています】

○当期の概要

当期は、中期計画の柱の一つであります機関投資家を中心とした外国籍ファンドの提案・勧誘に注力した結果、成約に至り収益に貢献できました。また、外国籍ファンド会社等から問い合わせが増加し、幅広いマーケティングを通じ外国籍ファンド会社のニーズに応えることで収益機会も拡大できました。

加えて、外国籍ファンド会社から調査等の依頼による国内の機関投資家等の需要調査及び情報収集を積極的に行った結果、外国籍ファンド会社と投資家との「架け橋」として弊社のプレゼンスを高めることができ、弊社を含む三者間の連携強化により来期以降のビジネス基盤固めもできました。

○当期の経営計画とその達成状況を踏まえた評価

当期を含む弊社の中期成長施策として主に次の点、①公募・私募ファンドの調査・選定の強化、②ファンド運用会社と投資家の両サイドの情報収集／提供・需要調査の拡充、③提供サービスの拡充、④ファンドのラインナップの充実、⑤IFAを含む協力／関係会社等の増加などを掲げています。

施策に基づき取り組んだ実績のうち、当期特記項目は、機関投資家アプローチに注力した成果が収益に寄与できた点です。また、前述②及び③についても順調に推移したことで「その他の受入手数料」が前期実績を上回ることができました。これらの寄与により「募集売り出しの手数料」の減少額以上を積み上げることができ、当期計画を上回る利益が計上できました。

IFAを含む協力／関係会社等につきましては、当期新たに1社のIFAと業務委託契約を締結し、現在は9社のIFAとサービス提供を行っています。

○前期と当期を比較した特色

当期の営業収益は160百万円で、前期は148百万円でした。一方で販管費は前期の147百万円から当期133百万円という結果ですが、当期販管費を12か月に単純換算した比較では実質コスト増であったものの、その費用以上に営業収益を積み上げることができたことで、当期純利益は26百万円となり前期比大幅な増益となりました。

その主な要因は「その他の受入手数料」のうち、特に前期は成約に至らなかった、＜機関投資家と約定＞があったこと及び前期に比べ件数が増加した、＜外国ファンドからのニーズ対応など＞の2点により前期の111百万円から当期は140百万円とそれぞれ収益

に寄与しました。

一方、「募集売出し等の取扱手数料」につきましては、年末にかけ軟地合いとなった金融市場の影響を受け、前期に比べ新規申し込みが落ち込み、前期の37百万円から当期は20百万円と大きく減少しました。

2. 業務の状況を示す指標

(1) 経営成績等の推移

(単位：百万円)

	平成 29 年 3 月期	平成 30 年 3 月期	平成 30 年 12 月期
資本金	84	84	84
発行済株式総数	1,690 株	1,690 株	1,690 株
営業収益	128	148	160
(受入手数料)	128	148	160
((募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料))	20	13	16
((その他の受入手数料))	108	134	143
純営業収益	128	148	160
経常損益	-17	0	27
当期純損益	-18	0	26

(2) 有価証券引受・売買等の状況

① 株券の売買高の推移

該当事項はございません。

② 有価証券の引受け及び売出し並びに特定投資家向け売付け勧誘等並びに有価証券の募集、売出し及び私募の取扱い並びに特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いの状況

(単位：百万円)

区分		引受高	売出高	特定投資家向け売付け勧誘等の総額	募集の取扱高	売出の取扱高	私募の取扱高	特定投資家向け売付け勧誘等の取扱高
平成	株券 (外国投資証券)	—	—	—	—	—		—

	国債証券	—	—	—	—	—	—	—
	地方債証券	—	—	—	—	—	—	—
	特殊債証券	—	—	—	—	—	—	—
	社債証券	—	—	—	—	—	—	—
	受益証券	—	—	—	—	—	1,010	—
	その他	—	—	—	—	—	—	—
	合計	—	—	—	—	—	1,010	—
平成 30 年 3 月 期	株券 (外国投資証券)	—	—	—	—	—		—
	国債証券	—	—	—	—	—	—	—
	地方債証券	—	—	—	—	—	—	—
	特殊債証券	—	—	—	—	—	—	—
	社債証券	—	—	—	—	—	—	—
	受益証券	—	—	—	—	—	686	—
	その他	—	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	686	—	
平成 30 年 1 2 月 期	株券 (外国投資証券)	—	—	—	—	—		—
	国債証券	—	—	—	—	—	—	—
	地方債証券	—	—	—	—	—	—	—
	特殊債証券	—	—	—	—	—	—	—
	社債証券	—	—	—	—	—	—	—
	受益証券	—	—	—	—	—	1,202	—
	その他	—	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	1,202	—	

(3) その他業務の状況

その行う業務に係る顧客に対し他の事業者のあっせん又は紹介を行う業務

- ① 当社の親会社であるTeneo Partners LimitedがItau. Unibanco S.Aを新光投信株式会社に紹介し、同社が新光ブラジル債券ファンド組成しました。平成23年12月にTeneo Partners Limitedから当社は契約の移管を受け、Itau. Unibanco S.Aより平成23年7月から発生のマネジメント・フィーを受領しております。

(4) 自己資本規制比率の状況

(単位：%、百万円)

	平成29年3月期	平成30年3月期	平成30年12月期
自己資本規制比率 (A/BX100)	210.3%	202.6%	227.8%
固定化されていない自己資本 (A)	74	75	101
リスク相当額 (B)	35	37	44
市場リスク相当額	1	1	1
取引先リスク相当額	4	6	6
基礎的リスク相当額	29	28	35

(5) 使用人の総数及び外務員の総数

(単位：名)

	平成29年3月期	平成30年3月期	平成30年12月期
使用人	10	13	11
(うち外務員)	10	13	11

Ⅲ. 財産の状況に関する事項

1. 経理の状況

(1) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	平成30年3月期	平成30年12月期
[現金・預金]		
普通預金	53	93
預託金	0	0
現金・預金合計	53	93
[他流動資産]		
募集等払込金	22	540
未収入金	26	26
前払費用	0	0
その他の流動資産	2	0
流動資産合計	105	662
[有形固定資産]		
建物	0	0
器具備品	0	1
有形固定資産計	0	1
[無形固定資産]		
ソフトウェア	0	0
無形固定資産計	0	0
[投資その他の資産]		
長期差入保証金	10	10
長期前払費用	0	1
投資その他の資産合計	11	11
固定資産合計	11	12
資産合計	117	675
[他流動負債]		
前受収益	1	10
未払金	4	9
未払法人税等	0	0
預り金	22	540
流動負債合計	28	559
負債合計	28	559

[資本金]		
資本金	84	84
資本金合計	84	84
[利益剰余金]		
繰越利益	3	3
当期純損益金額	0	26
繰越利益剰余金合計	3	30
利益剰余金合計	3	30
純資産合計	88	115
負債・純資産合計	117	675

(2) 損益計算書

(単位：百万円)

科目	平成30年3月期	平成30年12月期
[営業収益]		
募集・売り出しの手数料	13	16
その他の受入手数料	134	143
営業収益合計	148	160
[販売管理費]		
役員報酬	25	19
給料手当	48	53
歩合外務員報酬	—	—
法定福利費	8	9
広告宣伝費	0	—
交際費	1	1
会議費	0	0
旅費交通費	1	2
通信費	4	2
消耗品費	0	0
事務用品費	1	1
水道光熱費	0	0
新聞図書費	0	0
支払手数料	31	21
保険料	—	—
租税公課	0	0
支払報酬料	1	2

減価償却費	0	0
寄付金	0	0
不動産賃貸料	15	11
器具・備品	0	0
業務委託費	1	1
取引所・協会費	1	1
研修費	—	—
販売管理費計	147	133
営業損益金額	0	26
[営業外収益]		
受取利息	—	—
雑収入	0	0
営業外収益合計	0	0
[営業外費用]		
雑損失	0	0
営業外費用合計	0	0
経常損益金額	0	27
[当期純損益]		
税引前当期純損益金額	0	27
法人税・住民税及び事業税	0	0
当期純損益金額	0	26

(3) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

		平成30年3月期	平成30年12月期
資本金	前期末残高	84	84
	当期変動額		
	当期末残高	84	84
利益剰余金 その他利益剰余金 繰越利益剰余金	前期末残高	3	3
	当期変動額		
	当期純利益金額	0	26
	当期末残高	3	30
利益剰余金合計	前期末残高	3	3
	当期変動額	0	26

	当期末残高	3	30
株主資本合計	前期末残高	87	88
	当期変動額	0	26
	当期末残高	88	115
純資産の部合計	前期末残高	87	88
	当期変動額	0	26
	当期末残高	88	115

2. 借入金の主要な借入先及び借入金額

該当事項はございません。

3. 保有する有価証券（トレーディング商品に属するものとして経理された有価証券を除く。）の取得価額、時価及び評価損益

該当事項はございません。

4. デリバティブ取引（トレーディング商品に属するものとして経理された取引を除く。）の契約価額、時価及び評価損益

該当事項はございません。

5. 財務諸表に関する会計監査人等による監査の有無

監査法人等による監査は行っておりません。

IV. 管理の状況

1. 内部管理の状況の概要

当社における内部管理については社内規程、内部監査規程及びコンプライアンス・マニュアルの定めに基づき、法令・諸規則等の遵守状況、業務の活動状況、会計処理の状況のほか会社が必要と認める事項について、コンプライアンス推進体制のもと実施しております。

コンプライアンス推進体制

① コンプライアンス部会

管理部門によるコンプライアンス関連の懸案事項について提案・協議を行いコンプライアンス委員会に上程します。

② コンプライアンス委員会

コンプライアンス部長を議長とし、コンプライアンス部会で提案協議されたコンプライアンス関連の案件や緊急を要する案件について必要に応じて機動的に報告・承認・決裁の意思決定を行い次回の取締役会で報告・承認（追認）を行います。

③ 取締役会

取締役会は、当社の業務執行に係る最高意思決定機関として、コンプライアンス態勢の確立に最終的な責任を持ちます。

取締役会のコンプライアンス推進における主な具体的役割としては、以下のものが挙げられます。

- ・ コンプライアンス・マニュアルを始めとする基本的な規程類の制定
- ・ コンプライアンス推進のための組織の整備
- ・ コンプライアンス確保状況のモニタリング
- ・ 重要な方針・個別事案に係る意思決定

各取締役及び監査役は、取締役会の議論への参加等を通じて、当社のコンプライアンス態勢の監視を行います。

④ 代表取締役

代表取締役は、取締役会の決定する方針に基づき、当社の業務執行を統括します。

コンプライアンスに係る事項についても、取締役会において決すべき事項以外の事項に関する最終的な判断権限と責任を有します。

⑤ 内部管理統括責任者

内部管理統括責任者は、日本証券業協会「協会の内部管理責任者等に関する規則」（以

下、「内部管理責任者規則」に基づき設置される役職で、当社の営業活動における法令等遵守及び内部管理の確保に統括的な責任を有します。

当社では、コンプライアンス部長が内部管理統括責任者を兼ねます。

⑥ 内部管理責任者

内部管理責任者は、上記と同様、内部管理責任者規則に基づき設置される役職で、内部管理統括責任者の指揮・監督の下、担当する営業単位における法令等遵守状況の検証等の内部管理業務を所管します。

当社では、管理部長が内部管理責任者を兼ねます。

⑦ コンプライアンス部

コンプライアンス部は、当社の法令等遵守管理を統括する部門として、規程類の整備、研修・指導の実施、対外文書の審査、法令等遵守状況のモニタリング、コンプライアンスに係る個別事案の検討等の業務を所管します。又、コンプライアンス統括部署は（内部監査を兼務）社長直轄の部署です。

⑧ 各部門長

各部門の長は、所管する部門における法令等遵守に一義的な責任を有し、自らの業務執行及び管下職員の指揮・監督に責任を有します。

営業部の長は、内部管理責任者規則に基づく営業責任者を兼ねます。

2. 分別管理の状況

(1) 顧客分別金信託の状況

(単位：百万円)

項目	平成30年3月31日現在の金額	平成30年12月31日現在の金額
直近差替計算基準日の顧客分別金必要額	—	—
顧客分別金信託額	0	0
期末日現在の顧客分別金必要額	—	—

(2) 有価証券の分別管理の状況

① 保護預り等有価証券

有価証券の種類		平成30年3月31日現在		平成30年12月31日現在	
		国内証券	外国証券	国内証券	外国証券
株券	株数	— 千株	7千株	— 千株	7千株

債券	額面金額	— 百万円	— 百万円	— 百万円	— 百万円
受益証券	口数	— 百万口	497百万口	— 百万口	501百万口
その他	数量	—	—	—	—

② 受入保証金代用有価証券

該当事項はございません。

③管理の状況

外国受益証券・外国投資証券

海外の保管機関において混蔵管理しております。お客様の持分については当社の帳簿等により直ちに判別できるように管理しております。また、月次で、お客様の持分を記載した帳簿と第三者保管機関における残高とを照合しております。

(3) 金融商品取引法第43 条の3の規定に基づく区分管理の状況

該当事項はございません。

V. 連結子会社等の状況に関する事項

該当事項はございません。

以上